

特定給食施設等栄養管理指導実施要領

(要旨)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）等の栄養管理指導事業の円滑な推進について必要な事項を定める。

(届出)

第2条 特定給食施設の設置者は、給食業務を開始したときは、法第20条第1項の規定に基づき、特定給食施設開始届（第1号様式）を提出するものとする。

2 特定給食施設の設置者は、前項の届出事項に変更が生じたときは、法第20条第2項に規定に基づき、特定給食施設変更届（第2号様式）を提出するものとする。また、当該施設を休止若しくは廃止したときは、特定給食施設休止・廃止届（第3号様式）を提出するものとする。

(指定等)

第3条 保健所長は、法第21条第1項の規定に基づき保健所長が指定するものの設置者に対し、管理栄養士必置施設指定通知書（第4号様式）でもって通知するものとする。

2 保健所長は、前項に規定する管理栄養士必置施設において、指定要件に該当しなくなったと判明したときは、当該施設の設置者に対し、管理栄養士必置施設指定解除通知書（第5号様式）でもって通知するものとする。

(指導及び助言)

第4条 保健所長は、法第22条の規定に基づき特定給食施設に対する指導及び助言を行うため、当該施設等の設置者に対し、特定給食施設等栄養管理報告書（第6号様式）により毎年7月1日の状況報告を求めるものとする。また、特定の者に対し継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する施設についても同様に求めるものとする。

2 保健所長は、栄養管理指導計画を毎年度策定し、指導及び助言を行うものとする。また、指導及び助言を行った施設に対し、改善を要する項目及び指導内容等現地調査結果について特定給食施設等栄養管理指導票（第7号様式）を交付し、当該施設における栄養管理の徹底を図るものとする。

3 保健所長は、特定給食施設等の栄養管理状況の向上を図るため、栄養管理指導研修会を必要に応じて開催するものとする。

(勧告及び命令)

第 5 条 保健所長は、法第 23 条第 1 項の規定に基づき勧告を行う場合は、栄養管理改善
勧告書 (第 8 号様式) によるものとする。

2 保健所長は、法第 23 条第 2 項の規定に基づき、勧告に係る措置を命令する場合は、
栄養管理改善命令書 (第 9 号様式) によるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

特定給食施設開始届

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

給食施設設置者
住所

氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

栄養管理が必要な特定給食施設に係る事業を開始したので、健康増進法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

給食施設の名称 及び 所在地	名 称						
	所在地						
給食施設の種類 ・該当する主な施設種類1つ に ・以外に該当する施設種類 全てに	[] 学校		[] 病院 (床)		[] 介護老人保健施設 (床)		
	[] 介護医療院 (床)		[] 老人福祉施設		[] 児童福祉施設		
	[] 社会福祉施設		[] 事業所		[] 寄宿舍		
	[] 矯正施設		[] 自衛隊		[] 一般給食センター		
	[] その他 ()						
給食の開始日 又は 開始予定日	年 月 日						
一日の予定給食数 及び 各食ごとの予定給食数	対象者	朝食	昼食	夕食	その他 []	小計	合計
							食
管理栄養士 及び 栄養士の員数	管理栄養士			人	栄養士		人

届出担当者 (所属)

(氏名)

(連絡先)

特定給食施設届出事項変更届

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

給食施設設置者
住所

氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

給食施設の名称	
給食施設の所在地	
給食施設の種類	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

届出担当者 (所属)

(氏名)

(連絡先)

特定給食施設休止届

特定給食施設廃止届

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

給食施設設置者

住所

氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

特定給食施設に係る事業を (休 止) (廃 止) したので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

給食施設の名称 及び 所在地	名 称
	所在地
休止年月日 および 再開予定年月日	休 止 年 月 日
	再開予定 年 月 日
廃止年月日	年 月 日

届出担当者 (所属)

(氏名)

(連絡先)

浜松市指令健生食第 号

年 月 日

(設置者の住所)

(設置者の氏名)様

浜松市保健所長 氏 名 印

管理栄養士必置施設指定通知書

健康増進法(平成14年法律第103号)第21条第1項の規定による管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定します。

記

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食施設の種類
- 4 指定番号及び指定日

浜松市指令健生食第 号

年 月 日

(設置者の住所)

(設置者の氏名)様

浜松市保健所長 氏 名 印

管理栄養士必置施設指定解除通知書

健康増進法(平成14年法律第103号)第21条第1項の規定による管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定を解除します。

記

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食施設の種類
- 4 指定番号及び指定日

特定給食施設等栄養管理報告書

年7月1日現在

施設情報

施設の種類	[] 学校 (在校生 人)	[] 事業所 (従業員 人)
	[] 病院 (許可病床 床)	[] 寄宿舍 (定員 人)
	[] 介護老人保健施設 (許可病床 床)	[] 矯正施設 (定員 人)
種類・定員数	[] 介護医療院 (許可病床 床)	[] 自衛隊 (職員 人)
	[] 老人福祉施設 (定員 人)	[] 一般給食センター (配送先を別紙に記入して下さい)
	[] 児童福祉施設 (定員 人)	[] その他 (定員 人)
	[] 社会福祉施設 (定員 人)	

施設の名称		保健所記入欄 施設区分 施設の種類 施設番号 管栄・栄
施設の所在地	〒 浜松市	
設置者氏名	(法人にあっては、給食施設の設置者の名称及び代表者の役職名と氏名)	
設置者住所	(法人にあっては、給食施設の設置者の主たる事務所の所在地)	
施設の電話番号		
給食開始日		

運営情報

施設側担当者	所属・職名等	氏名	TEL									
委託先担当者	所属・職名等	氏名	TEL									
報告書作成者	所属・職名等	氏名	TEL									
給食運営の方針・目標	有・無	具体的な内容：										
業務委託	有・無	委託者名称：										
		委託内容：栄養管理 献立作成 発注 調理 その他()										
給食関係従事者	員数	施設	常	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員他	氏名	管理栄養士と栄養士の氏名	所属	資格	勤務形態
			非						施・受	管・栄	常・非	
		受託	常						施・受	管・栄	常・非	
			非						施・受	管・栄	常・非	
		常勤計							施・受	管・栄	常・非	
給食数	6月分1日平均						昨年度1日平均					
	利用者	朝	昼	夕	他	計	利用者	朝	昼	夕	他	計
	計						計					

身体 の 状況、 栄養 の 状態 等 の 把握、 食事 の 提供、 品質 管理 及 び 評価

利用者の性、年齢、身体 の 状況、 食事 の 摂取 状況 及 び 生活 状況 等 を 定期 的 に 把握 して います か											
有・無	把握方法：1 性・年齢別調査表(個人票含む) 2 身体状況調査票 3 生活状況調査票 4 他()										
1 給与栄養量 の 目標 を 設定 して います か											
有・無	設定根拠：1 食事摂取基準2020年版 2 食事摂取基準2015年版 3 他()										
	熱量	たんぱく質	脂質エネルギー比	カルシウム	鉄	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食物繊維総量	食塩相当量
	kcal	g	%	mg	mg	μgRAE	mg	mg	mg	g	g
2 給与栄養量 の 目標 は、 利用者 の 栄養 状態 等 の 状況 を 踏まえ、 定期 的 に 見直し を して います か											
有・無	見直し頻度：1 年1回 2 他()										
3 施設 にお ける 食事 計画 (献立 作成 基準) を 作成 して います か											
有・無	作成方法：1 食品構成表 2 他()										
4 給与栄養量 の 算出 と その 評価 を して います か											
有・無	日本食品標準成分表の種類を選択：1 成分表2015(七訂) 2 成分表2010 3 他()										
	熱量	たんぱく質	脂質エネルギー比	カルシウム	鉄	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食物繊維総量	食塩相当量
	kcal	g	%	mg	mg	μgRAE	mg	mg	mg	g	g
1 食事 の 提供 に 関 する 計画 に 基づ き、 食材 の 調達、 調理 及 び 提供 を 行 っ て います か											
有・無	把握方法：1 発注書 2 検収票 3 予定献立表 4 作業指示書 5 実施献立表 6 他()										
2 総合 的 な 評価 を 行 い、 その 結果 に 基づ き、 食事 計画 の 改善 を 図 っ て います か											
有・無	評価方法：1 給食会議 2 摂食・残食調査 3 身体状況の変化 4 他()										

食事 の 献立

1 利用者 の 身体 状況、 日常 の 食事 の 摂取 量 に 占める 給食 の 割合、 嗜好 等 に 配慮 して います か											
有・無	把握方法：1 嗜好調査 2 他()										
2 料理 の 組合 せ や 食品 の 組合 せ に 配慮 して います か											
有・無	献立の内容等：										
利用者 の 自主 性 に よ り 料理 の 選択 が 行 われる 場合 (複数 献立、 カフェテリア 方式 等) に は、 モデル 的 な 料理 の 組合 せ を 提示 して います か											
有・無											

栄養 に 関 する 情報 の 提供

利用者 に対 して、 熱量、 たんぱく質、 脂質、 食塩 等 の 主要 栄養 成分 の 表示 を 行 っ て います か											
有・無	表示している栄養素等：1 熱量 2 たんぱく質 3 脂質 4 食塩 5 他()										
利用者 に対 して、 栄養 に 関 する 情報 の 提供 を 行 っ て います か											
有・無	方法：										
献立 の 掲示 を 行 っ て います か											
有・無	方法：										

書類 の 整備

栄養 管理 関係 の 帳簿 等 を 適正 に 作成 し、 当該 施設 に 備え 付 けて います か											
有・無	方法：1 帳簿を作成し、当該施設に整備している 2 他()										
委託 契約 を 交わ している 場合 は、 委託 契約 の 内容 が 確認 できる よう 委託 契約 書 等 を 備え っ て います か											
有・無	確認できる内容を選択：1 栄養管理の責任明記 2 他()										

肥満並びにやせに該当する者の割合について (年度)

[施設名 :]

肥満並びにやせに該当する者の割合の把握

有 ・ 無 (今年度中の把握予定 有 ・ 無)

下記について記入してください

把握頻度 (回 /)

最新の把握日 (年 月 日)

把握時の対象者数 (人)

肥満に該当する数値 { 成人 : BMI 25以上
児童・生徒 : 肥満度 + 20%以上 (学校保健統計調査方式)
幼児 : 肥満度 + 15%以上 (幼児身長体重曲線)

肥満の人の割合 (%、 該当人数 人)

やせに該当する数値 { 成人 : BMI 18.5未満
児童・生徒 : 肥満度 - 20%以下 (学校保健統計調査方式)
幼児 : 肥満度 - 15%以下 (幼児身長体重曲線)

やせの人の割合 (%、 該当人数 人)

浜松市指令健生食第 号

年 月 日

(設置者の住所)

(設置者の氏名)様

浜松市保健所長 氏 名 印

栄養管理改善勧告書

健康増進法(平成14年法律第103号)第21条第 項の規定に違反するので、同法第23条第1項の規定により改善を勧告します。

記

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食施設の種類
- 4 勧告の内容

<教示>

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

浜松市指令健生食第 号

年 月 日

（設置者の住所）

（設置者の氏名）様

浜松市保健所長 氏 名 印

栄養管理改善命令書

健康増進法（平成14年法律第103号）第21条第 項の規定の違反について、 年
月 日付け浜松市指令健生食第 号により勧告した内容が改善されていないため、同法第23
条第2項の規定により改善を命令します。

記

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食施設の種類
- 4 命令の内容

< 教示 >

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を
することができます。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長とな
ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌
日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合
にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、
正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。